

# 回覧

11月12日から 25日までは、

## 「女性に対する暴力をなくす運動」実施中です！

今月12日から、女性に対する暴力撤廃国際日の2週間、11月25日まで、「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

本運動は、配偶者等からの暴力の問題に関する取組を一層強化することを目的とするものです。

暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等の暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

特に、女性に対する暴力の根底には、人権の軽視があることから、人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることをも大きな目的としています。

女性に対する暴力を許さない、  
安心でしかも誰もが活躍できる  
社会、相談しやすい環境を  
つくりましょう！！



あなたの考えや気持ちを押し付けず、まず寄り添って話を聞くことから、始めてみませんか。  
そして、どんな時も「あなたは悪くないよ」と伝えてください。

年齢・性別を問わず相談できる窓口があることも伝えてください。

性犯罪・性暴力		配偶者・交際相手からの暴力	
SNSで相談 Cure time (キュアタイム)	電話で相談 性犯罪・性暴力被害者のためのワットストップ支援センター #8891	チャットで相談 DV相談ナビ プラス	電話で相談 DV相談ナビ #8008
性犯罪・性暴力被害者のためのワットストップ支援センター #8891	性犯罪被害相談電話(警察) ハートオム #8103		パープルリボンは 女性に対する暴力撤廃のためのシンボルマークです。 内閣府 男女共同 参画会議

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。



配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等の暴力で  
お悩みの方は、迷わず相談窓口に！